

## 5. 用語について

この手引で使用する用語の定義は、次のとおりです。

表2 用語の定義

緑地	樹木や多年草等で覆われている土地及び植栽が可能な土地、並びにこれらと一体となっている池等の水辺をいいます。
緑地帯	縁石等で区画された緑地。
緑化	緑地や緑地帯に新たに樹木等を植えること
樹木	<p>樹木とは、次の「高木」、「中木」、「低木」をいいます。</p> <p>①高木 通常の成木の高さが5m以上の樹木で、植栽時に高さが3m以上であるもの</p> <p>②中木 通常の成木の高さが3m以上の樹木で、植栽時に高さが1.5m以上であるもの</p> <p>③低木 高木、中木以外の樹木であり、植栽時に樹高0.3m以上であり、枝張りが0.6m以上であるもの (竹類は低木に含まれます。)</p>
生垣	樹高0.9m以上であり樹木の枝葉が連続しており、樹木を植栽する土地を縁石で囲っている場合は、当該縁石の高さが0.5m以下のもの
単独木	他の緑地から独立して植樹され、枝葉が他の樹木と接していない樹木
地被植物	①芝、リュウノヒゲ、アイビー、笹類等の多年草をいう。苔類は含まない。 ②ツル性植物（フジ、ツタ類、カズラ類等の木性のツル植物）
接道部	敷地のうち、道路（建築基準法第42条に規定する道路）に接する部分
接道部長さ	接道部の総延長。ただし、敷地内外で1m以上の高低差があり、緑化が困難な場合は、その部分の長さを接道部長さから除くことができます。
樹冠	樹木の枝葉の広がり
樹冠投影面積	樹冠を地表に真上から投影した面積を樹冠投影面積といいます。ただし、徒長枝を除きます。
既存樹木	緑化計画書提出時に当該計画敷地内に存する樹木で、緑化完了時においても敷地内に存する樹木（敷地内の移植も含みます。）

